

4 特別支援教育の推進

組織的な指導・支援を行うための校(園)内体制の整備

校(園)長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として、組織として十分に機能する特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組を促進する。

校(園)内委員会の開催と充実した運営

◇校(園)内委員会を計画的に開催し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行い、進級・進学を視野に入れた適切な指導・支援の充実を図る。

- ・特別な支援が必要な幼児児童生徒の実態と教育的ニーズの把握
- ・保護者や関係機関と連携した個別的教育支援計画*¹⁾の作成と活用及び合理的配慮*²⁾の記入
- ・校(園)内関係者と連携した個別の指導計画*³⁾の作成と活用

組織的な支援体制の構築と指導・支援の充実

◇教師間や専門家との連携を図り、指導・支援内容の共通理解の下、組織的な支援体制を構築する。

- ・個別の指導計画の共通理解に基づく教師間の連携
- ・特別支援教育支援員等の活用を含めた、チームによる個への支援
- ・通級指導教室の活用、特別支援学級の弾力的運用等による個への指導の充実
- ・通常の学級に在籍する発達障害のある幼児児童生徒を対象にした巡回相談の活用

校(園)内研修の充実による教職員の専門性の向上

◇教職員の特別支援教育に関する理解の促進や実践力の向上を図るために、校(園)内研修を充実させる。

- ・校(園)内研修における特別支援教育に関する研修の計画的な位置付け
- ・「特別支援マスター指標」に対応した実践的研修の実施
- ・巡回相談や連携訪問、特別支援学校のセンター的機能の活用
- ・センター的機能に係るオンライン教育相談・研修の実施、拡充

<*1 個別的教育支援計画>

障害のある幼児児童生徒一人一人に必要なとされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目標に、学校が作成する計画。作成に当たっては、当該児童生徒等または保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図ることとされている。学校(園)で提供される合理的配慮の内容を個別的教育支援計画に明記することが望まれる。

<*2 合理的配慮>

障害のある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。ただし、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

<*3 個別の指導計画>

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別的教育支援計画を踏まえて、具体的に、個別の指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ計画。

数 値 目 標

| 番号 | 指 標 | 現 状 | 令和7年度の目標 |
|----|---|------------------------|--------------------|
| 7 | 通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒などのうち、特別な支援を必要とする児童生徒※の中で、「個別の指導計画」が作成されている割合 ※通級による指導対象者を除く | 小学校 41.1% 中学校 18.2% | 小学校 60% 中学校 50% |